## 訪問看護及び介護予防訪問看護重要事項説明書

令和 7年 9月 1日現在

訪問看護の提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下の通りです。

## 1. 事業者の概要

事 業 者 名	医療法人 朋寿会
所 在 地	愛知県名古屋市西区新道二丁目4番7号
連絡先	0 5 2 - 5 6 5 - 8 1 1 1
代 表 者 名	野村 敬史

### 2. 事業所の概要

事 業 所 名	訪問看護ステーション 福の里 花乃邸
所 在 地	名古屋市中村区牛田通1丁目1番地の6
電 話 番 号	0 5 2 - 5 2 6 - 4 6 1 6
管 理 者 名	中垣 千寿子
事業所番号	2 3 6 0 5 9 0 7 5 2
開設年月日	令和7年9月1日

### 3. 事業の目的

医療法人朋寿会が設置運営する訪問看護ステーション 福の里 花乃邸(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が訪問看護等の必要性を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

### 4. 事業所の運営方針

事業の提供にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に 応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、利用者の心身の機能の維持、回 復を図るとともに、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域内の保健医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

そのためには、質の高い看護サービスが提供できるよう、職員教育を推進し、サービスの品質管理に努めます。

## 5. 事業実施地域及び営業時間

#### (1) 実施地域

名古屋市(中村区、中川区、西区、中区) 海部郡(大治町)

### (2)営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日~金曜日
営業時間	午前8時30分~午後5時30分
定休日	土曜日・日曜日・祝日・夏期(8 月 14 日・15 日) 年末年始(12 月 30 日~1 月 3 日)

※台風・大雪などにより訪問の中止・変更をお願いすることがありますのでご了承下さい。

### 6. 職員の体制

- (1)管理者 1名(常勤兼務看護師)
- (2)看護師 4名(非常勤・専従)
- 7. 訪問看護サービスの提供方法
  - (1)利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が交付した訪問看護指示書により、訪問看護師が利用者状況を把握して、訪問看護計画を作成し訪問看護を実施します。
  - (2)利用者または家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言します。
  - (3)利用者に主治医がいない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言します。

### 8. 訪問看護サービスの内容

- (1) 病状・障害・全身状態の観察と指導
- (2) 清拭や洗濯等による全身の清潔の保持
- (3) 食事や排泄等の日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) カテーテルの交換・管理
- (7) 認知症患者の看護
- (8) ターミナルケア
- (9) 療養生活や介護方法、福祉サービス利用についての相談や指導
- (10) その他在宅療養を継続するために必要な医師の指示による医療処置

### 9. 緊急時における対応方法

- (1) 緊急時の対応方法について主治医・利用者と確認して、訪問看護を開始します。
- (2) 看護師等は訪問看護実施中に利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行う。又、主治医の連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じます。
- (3) 看護師等は、前項の緊急処置をした場合は、速やかに主治医及び管理者に報告します。

#### 10. サービスの利用料金

基本利用料として医療保険関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

また利用者や家族に対し、費用内容及び金額について定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとします。

- (1)介護保険の場合 ※介護保険の負担割合額に応じた金額をお支払いいただきます。
  - □基本利用料 (当事業所は3級地にあたるため1単位:11.05円を乗じた金額) ※准看護師が訪問した場合、所定単位数の90/100に減算され単位数で算定します。

# 〔訪問看護〕

訪問看護	時間内 8時30分~	費用額	: /	利用者負担額	
初问有碳	17時30分	(10 割)	1割	2割	<u>3 割</u>
20 分未満	314 単位	3,470 円	347 円	694 円	1041 円
30 分未満	471 単位	4,907 円	491 円	982 円	1,473 円
30 分以上 60 分未満	823 単位	8,575 円	858 円	1,715 円	2,573 円
60 分以上 90 分未満	1, 123 単位	1,1753 円	11,76円	2,351 円	3,526 円

# 〔介護予防訪問看護〕

訪問看護	時間内 8時30分~	費用額		利用者負担額	į
初回有碳	17時30分	<u>(10 割)</u>	1割	<u>2 割</u>	<u>3 割</u>
20 分未満	303 単位	3,348 円	335 円	670 円	1,005円
30 分未満	451 単位	4,983 円	499 円	997 円	1,495 円
30 分以上 60 分未満	794 単位	8,773 円	878 円	1,755円	2,632 円
60 分以上 90 分未満	1,090 単位	12,044 円	1,205 円	2,409 円	3,614 円

# □その他の加算利用料

		1回につき	費用額	<u></u>	训用者負担額	
		1回にうさ	(10 割)	<u>1 割</u>	2割	3割
特別管理加算	(I)	500 単位	5,525 円	553 円	1,105円	1,658円
(1月につき)	(II)	250 単位	2,762 円	277 円	553 円	829 円
長時間訪問看護加 (所要時間の通算が18 えた場合)		300 単位	3,315円	332 円	663 円	995 円
複数名訪問看護	30 分未満	254 単位	<u>2,806 円</u>	281 円	562 円	842 円
(I)	30 分以上	402 単位	<u>4,442 円</u>	<u>445 円</u>	889 円	1,333円
ターミナルケア加 (死亡月につき)	算	2,500 単位	27,625 円	2,763 円	5,525 円	8,288 円
緊急時訪問看護加	算(I)	574 単位	6,342 円	635 円	1,269 円	1,903 円
退院時共同指導加	算	600 単位	6,630 円	663 円	1,326円	1,989円
初回加算 (I) 退院日に訪問した場合	j	350 単位	3,867 円	387 円	<u>774 円</u>	1,161 円
初回加算 (Ⅱ) 退院日の翌日以降に記	坊問した場合	300 単位	<u>3,315 円</u>	332 円	663 円	<u>995 円</u>
夜間加算(18:00~	~22:00)	25%増	緊急加算を契約している方で緊急訪問2回以			
早朝加算(6:00~	早朝加算(6:00~8:00)		訪問時について算定			
深夜加算(22:00~	~6:00)	50%増		数に加算)		

# (2) 医療保険の場合

※医療保険で請求の場合は、医療保険法に定める」個人負担額の割合に応じます。

# [医療保険による基本利用料]

後期高齢者	(75 歳以上)	以上) 1割または所得によって2割、3割		
		高齢受給者 (70 歳 74 歳)	2割、現役並み所得者の方は3割	
健康保険	国民健康保険	一般 (70 歳未満)	3割(6歳未満は2割)	

# □訪問看護基本療養費

					料金	<u></u>	川用者負担額	<u>質</u>
					<b>作</b> 並	<u>1 割</u>	<u>2 割</u>	<u>3 割</u>
訪問看護基本療養	看護師	によ	週3日目ま	で	5,550円	560 円	1,110円	1,670円
費 I (1日につき)	(1日につき) る訪問 週4日目以降		降	6,550円	660 円	1,310円	1,970円	
訪問看護基本療養	同一日	2人	週3日目ま	で	5,550円	560 円	1,110円	1,670円
費Ⅱ(1 日につき)  同一建物居住者	同一日	に 3	週4日目以	[久	2,780 円	278 円	556 円	834 円
	人以上			件	3、280 円	328 円	656 円	984 円
訪問看護基本療養費	Ⅲ(外淮	中の	訪問看護)		8,500円	850 円	1,700円	2,550円
<b>計明毛禁炊佣處美典</b>		月の	初日の訪問		8、700円	770 円	1,530円	2,300円
訪問看護管理療養費 (1日につき)		月の	2日目以降	I	3、000円	300 円	600 円	900 円
(1116,75)				Π	2,500円	250 円	500 円	750 円
訪問看護ターミナルケア療養費 死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ケア を実施 ※死亡月につき1回算定				25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
訪問看護ベースアッ	プ評価料	( I )	) 月1回		780 円	78 円	156 円	234 円

# □訪問看護管理療養費の加算

			料金	禾	川用者負担額	
			村金	1割	2割	3割
24 時間対応体制加算	負担軽額	咸取組みあり	6、800円	680 円	1,360円	2,040 円
	負担軽減取組みなし		6,520円	652 円	1, 304	1,956 円
特別管理加算 (1月につき)		I 重症度の高 いもの	5,000円	500 円	1000 円	1500 円
		Ⅱ 上記以外	2,500円	250 円	500 円	750 円
特別管理指導加算(1月	につき)		2,000円	200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護加算 90 ※週1日限り	分を超え	た場合	5, 200 円	520 円	1,040 円	1,560円
緊急訪問看護加算		月 14 日目まで	2,650 円	270 円	530 円	800 円
(1 目につき)		月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院時共同指導加算(1 (利用者の状態に応じり		限度)	8,000円	800 円	1,600円	2,400円

退院支援指導加算(週4日以訪	問できる方)	6,000円	600 円	1,200円	1,800円
夜間・早朝訪問看護加算(18:00 (6:00k~	2,100円	210 円	420 円	630 円	
深夜訪問看護加算(22:00~6:00	0)	4,200 円	420 円	840 円	1,200円
複数名訪問看護加算(看護師) (週1回、1)	日につき)	4,500円	450 円	900 円	1,350円
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450 円	900 円	1,350円
(週4日以上訪問できる方)	1日3回以上	8,000円	800 円	1,600円	2,400 円
在宅患者連携指導加算 主治医、薬剤師、歯科医師と情 ※月1回のみ	報共有し指導	3,000円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等のカンファレ 主治医、薬剤師、ケアマネ等と レンス実施指導 ※月2回まで	2,000円	200 円	400 円	600 円	
訪問看護医療DX情報活用加算	※月1回	50 円	5 円	10 円	15 円

### [その他の利用料金(自己負担)](消費税込)

- ① 営業日以外の訪問看護料 2,000円/回
- ② 在宅にて死後の処置を行った場合 10,000円
- ③ 通常の事業の実施地域(中村区、中川区、西区、中区、海部郡大治町)を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から片道1キロメートル当たり30円を徴収します。
- ④ 正当な理由がなく、利用者の都合でサービスをキャンセルする場合、1回につき 2.000 円のキャンセル料が発生します。なお、利用者の容態の急変や急な入院、親族のご不幸 等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は発生致しません。 ただし、キャンセルされる場合は、前日の17時00分までに連絡して下さい。
- ⑤ 訪問看護に必要な材料費(保険適応外の衛生材料)については実費となります。

### 11. 利用料金の請求及びお支払い方法

- (1) 原則として1か月分のご利用料金を一括して請求します。請求書は毎月10日過ぎに前月分を郵送させていただきます。
- (2) お支払い方法は、指定口座より振り替えさせていただくか、指定口座へのお振込みをお願いします。
- (3) お振込みの場合は、請求書に記載されている銀行口座にお願いします。振込手数料はご 負担ください。
- (4) 口座振替は、指定の銀行口座より毎月27日引き落とししますので、ご希望される方には、指定の依頼書をお渡しします。(振替日が休日の場合は翌営業日となります。)
- 12. 利用にあたり必要な書類
  - (1)介護保険被保険者証
  - (2)介護保険負担割合証
  - (3)健康保険被保険者証(後期高齢者医療資格者証)
  - (4) 高齢受給者証
  - (5)身体障害者手帳(お持ちの方)

#### 13. 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様のご家族、ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取組を行います。

また、ご利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 14. 訪問の際の禁止行為

訪問看護師等は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、次に掲げる事項は 行いません。

- (1) 利用者若しくはその家族等からの金品等の授受
- (2) 利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
- (3) その他利用者若しくはその家族等に対する迷惑行為

### 15. 虐待の防止のための措置に関する事項

ステーションは、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備し、虐待防止検討委員会を設置します。
- (2) 看護職員等に対する虐待防止を啓発するための研修を実施するとともに、研修を通じて従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (3) 看護職員等が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、看護職員等が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

### 16. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取組を行います。
- (2) 非常災害に備えて避難計画及び業務継続計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

### 17. 秘密保持及び個人情報の取扱い

- (1) 利用者及び家族に関する秘密の保持について
  - ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」(厚生労働省発出)を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
  - ② 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び利用者家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービスの提供が終了した場合においても同様とします。
  - ③ 事業者は従業者に対して、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者として在籍している期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき事項を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 個人情報の保護について
  - 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用い

ることはしません。また、利用者家族の個人情報についても、あらかじめ文書での同意 を得ない限り、利用者家族の個人情報を用いることはしません。

- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙媒体及び電磁的記録媒体)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行うものとします。

## 18. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に従業者の写真、動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

### 19. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとします。

事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

### 20. サービスの提供に関する相談、苦情

- (1) 苦情処理の体制及び手順
  - ① 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受付けるための窓口を設置します。
  - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
    - (ア) 担当者は、直ちに利用者又はその家族に連絡を取るとともに、事情を聴き、苦情内容の詳細を確認する。
    - (イ) 担当者は速やかに苦情処理に向けた検討会議を開催し、検討会議の結果を踏まえた 具体的な対応を従事者に指示する。
    - (ウ) 担当者は、利用者又はその家族に対し、検討会議の結果を踏まえた具体的指示内容を指示する。
    - (エ) 担当者は、再発防止の徹底について従事者全員に周知する。

# (2) 苦情申立の窓口

事業者の窓口	名古屋市中村区牛田通1丁目1番地の6 担当者:中垣千寿子(管理者) 電話番号 052-526 - 4616
市町村の窓口	Fax 052-526-3834 名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課 居宅指導担当 電話番号 052-959-2592 名古屋市中村区 区民福祉部福祉課 電話番号 052-453-5420 国民健康保険連合会 電話番号 052-971-4165

以上の内容を2通作成し、利用者及び事業者は記名押印の上各自1通を保有します。

# 契 約 書

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者〉

所 在 地 〒451-0043

	9	愛知県名	A古屋市	西区新道	首二丁目 4	4番7号					
名 科											
代表者	<b>手</b>	理事長	野村	敬史							
〈事業所〉											
所 在 地	也 =	<del>-</del> 453-0	853								
// 14 70				中村区4	中田通17	丁目 1 番地	也の 6				
名 科											
	i	訪問看詞	糞ステー	ション	福の里	花乃邸	(指定	它番号	23605907	752 )	
管理者		中垣 =	<b>斤寿子</b>								
電話番号	<u>구</u> 0	052 - 52	6 - 4610	)							
重要事項	百説日	明者	職名			氏名					
至女子》	K IDU'	)1.D	164/-11			PQ-H					
									A John D	4 m + 1	
					花乃邸る			こり、末	刊用料金•	<b>里</b> 罗爭	項に関
						を利用する いたします		こり、末	刊用科金•	<b>里</b> 罗争	項に関
							0		<sup>利用</sup> 料金・ 年		
しての訪	説明る	を受け、	理解し	ましたの	ので同意い	いたします	- - - -				
しての訪	説明る	を受け、	理解し	ましたの	ので同意い		- - - -				
しての訪	说明 ? 住	を受け、 所	理解し	ましたの	かで同意い	いたします	r°,				
しての訪	说明 ? 住	を受け、 所	理解し	ましたの	かで同意い	いたします	r°,				
しての訪	说明 ? 住	を受け、 所	理解し	ましたの	かで同意い	いたします	r°,				
しての該 〈利用者〉	说明 <sup>6</sup> 住 氏	を受け、 所 名	理解し	ましたの	ので同意し	いたします	r。 名 <u>即</u>	<b>今和</b>			
しての該 〈利用者〉	说明 住 氏 住	を受け、 所 <u></u> 名 所	理解し	ましたの	ので同意し	<b>いたしま</b> す	市。 有 <u>即</u>	<b>今和</b>			
しての該 〈利用者〉	说明 住 氏 住	を受け、 所 <u></u> 名 所	理解し	ましたの	ので同意し	<b>いたしま</b> す	市。 有 <u>即</u>	<b>今和</b>			
しての該 〈利用者〉	说明 住 氏 住 氏	を 受 所 名 所 名 … — … — …	理解し	ましたの	かで同意い 	<b>いたしま</b> す	<del>巾</del>	<b>今和</b>			
しての該 〈利用者〉	说明 住 氏 住 氏	を 受 所 名 所 名 … — … — …	理解し	ましたの	かで同意い 	<b>いたしま</b> す	市。 <u>印</u>	⋛和			

)